
○ 政策目標 5-3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

急成長するアジア圏の需要を取り込み、我が国の経済活性化につなげていくため、貿易円滑化を推進することが要請されています。

一方、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）

知的財産推進計画2012（平成24年5月29日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-3 : 税関手続における利用者利便の向上

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

業績目標 5-3-1 : 関税等の適正な賦課及び徴収

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、その申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。

関税等の適正な賦課・徴収を確保するためには、輸入（納税）申告時における価格や数量に誤り等のある不適正な申告を是正する必要があることから、当該施策に対応する業績指標として「審査・検査における非違発見件数」を設定し、平成25年度の目標値は、過去5年の非違発見件数の平均件数より増加させることとします。

さらに、適正な輸入（納税）申告や輸出申告が行われるためには、通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

◎業績指標 5-3-1：審査・検査における非違発見件数 (単位:件)

| | 平成19～23年度平均 | 20～24年度平均 | 25年度目標値 |
|------|-------------|-----------|-------------|
| 非違件数 | 80,623 | N. A. | 過去5年の平均より増加 |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数。

(注2) 平成20～24年度平均は、24年度の実績が25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

② 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることが可能となります。

このような事前教示制度の利用を促進するため、税関の通関窓口等において、そのメリットを丁寧に周知します。また、事前教示制度の事務処理に当たっては、分類センターや評価センター等による全国レベルでの事例の分析や進捗管理を実施するとともに、データベースの税関における一層の活用を推進します。

当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）」を設定します。平成25年度の目標値は、これまでどおり高いレベルでの運用を目指し99.9%とし、また、平均処理日数については、回答の適正性、迅速性のバランス確保を考慮し14.0日とします。

◎業績指標 5-3-2：事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）

(単位:%、日)

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|---------|--------|------|------|-------|---------|
| 文書による回答 | 99.9 | 99.9 | 99.8 | N. A. | 99.9 |
| 平均処理日数 | 13.9 | 13.9 | 13.2 | N. A. | 14.0 |
| 口頭による回答 | 99.4 | 99.6 | 99.6 | N. A. | 99.9 |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。））以内であったものの割合。

(注2) 平成24年度実績は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

③ 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施する等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

① 取締体制の整備

税関では、覚醒剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、外国貿易船等の入港前に船長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項とともに、混載貨物の詳細情報を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。同時に、X線検査装置をはじめとする各種取締機器の活用による重点的な水際取締りを行います。

また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、「知的財産推進計画」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化を通じて、より一層強化していく必要があります。

さらに、テロ関連物品等の不正輸出を阻止するため、事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査についても積極的に実施し、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図ります。また、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。

当該目標に対応する業績指標として、「不正薬物の水際押収量の割合」を設定し、平成21～25年の目標値は、向上とします。また、「事前選定による検査の割合」を設定し、事前選定による検査がどの程度行われているかを測定します。平成25年度の目標値は、向上とします。

◎業績指標 5-3-3：不正薬物の水際押収量の割合

(単位：%)

| | 平成17～21年 | 18～22年 | 19～23年 | 20～24年 | 21～25年目標値 |
|-------|----------|--------|--------|--------|-----------|
| 不正薬物 | 67.3 | 71.1 | 74.0 | N. A. | 向上 |
| うち覚醒剤 | 90.1 | 93.9 | 97.7 | N. A. | 向上 |

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間ににおける不正薬物（覚醒剤、大麻、麻薬類（ヘロイン、コカイン、あへん））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関における押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

(注3) 平成20～24年の実績値は、平成24年における国内全押収量を把握後、平成24年度実績評価書に掲載予定。

(新) ◎業績指標 5-3-4：事前選定による検査の割合

(単位：%)

| | 平成24年度 | 25年度目標値 |
|---------|--------|---------|
| 事前選定の割合 | N. A. | 向上 |

(出所) 関税局監視課調

(注1) 海上輸入貨物に対する検査のうち、事前選定により検査を実施した割合。

(注2) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

② 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めていきます。

こうして得られた密輸情報を全国一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。

④ **業績目標 5-3-3**：税関手続における利用者利便の向上

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まると同時に、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することが求められており、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。このため、当該目標を「重点目標」として設定しています。

具体的には、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度をはじめ、輸出入通関・保税その他の税関手続に係る様々な制度の改善を行っていきます。

また、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見を伺い、制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、適正な運営を図ります。

さらに、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

当該目標に対応する中期的な業績指標として、「輸入通関における平均所要時間」を設定し、税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定します。輸入通関手続の簡素化・迅速化のための施策を講じてきたことに伴い平均所要時間は短縮していますが、近年の調査結果からすれば、これ以上の大幅な短縮を期待することは現実的でないと思料されることから、次回（26年度予定）の目標値は、海上2.5時間、航空0.3時間とします。

また、AEO制度について、制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることによって、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化を両立させるため、業績指標として「事業者のAEO制度利用状況（AEO事業者新規承認数）」を設定し、平成25年度の目標値は40者とします。

さらに、業績指標として「輸出入通関における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。平成23年度のアンケート調査では「職員からの回答・判断のばらつき」について、多くの利用者が取り組むべき課題として回答していることを踏まえ、税関職員の資質向上のための研修をさらに充実させるとともに、全国レベルでの事例分析やデータベースの活用にも努めるなど、利用者利便の向上に引き続き

取り組んでいきます。平成25年度の目標値は、平成24年度に引き続き、輸出入者60.0%、通関業者75.0%とします。

◎業績指標 5-3-5：輸入通関における平均所要時間

(単位：時間)

| | | 平成15年度 (H16.3実施) | 17年度 (H18.3実施) | 20年度 (H21.3実施) | 23年度 (H24.3実施) | 26年度 目標値 |
|--------|----|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 平均所要時間 | 海上 | 4.3(67.1) | 3.3(63.8) | 3.1(62.4) | 2.6(60.7) | 2.5 |
| | 航空 | 0.4(17.0) | 0.4(14.4) | 0.4(16.0) | 0.3(13.4) | 0.3 |

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

(注2) 調査を実施した年度のみ計上している。

(注3) 目標年度(調査実施年度)は、今後の状況により変更する場合がある。

◎業績指標 5-3-6：事業者のAEO制度利用状況(AEO事業者新規承認数)(単位：者)

| | 平成23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|-------------|--------|-------|---------|
| AEO事業者新規承認数 | 37 | N. A. | 40 |

(出所) 関税局監視課及び業務課調

(注1) AEO事業者新規承認数は、各年度におけるAEO事業者新規承認数。

(注2) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

(参考) 平成23年度末現在のAEO事業者数は、469者(うち輸出者242者(貿易額シェアは51.7%)、輸入者80者、倉庫業者97者、通関業者47者、運送者3者)。

◎業績指標 5-3-7：輸出入通関における利用者満足度

(単位：%)

| | | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|-----|-----------------|--------|------|------|-------|---------|
| 満足度 | 輸出入者 (上位3段階) | 54.3 | 57.4 | 52.7 | N. A. | 60.0 |
| | 通関業者 (上位3段階) | 70.3 | 73.2 | 67.3 | N. A. | 75.0 |

(出所) 関税局業務課調(アンケート調査による)

(注1) アンケート調査の概要についてはP176参照。

(注2) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

施策 5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に航空貨物通関情報処理システム(Air-NACCS)を、平成3年に海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)を導入して以降、累次のシステム更改を行い、平成22年2月には、Air-NACCSとSea-NACCSを統合した輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を稼働させています。

また、関係省庁システムとのシングルウィンドウ化については、平成15年に輸出入・港湾関連手続の導入を開始後、対象となる関連省庁システムとの接続を推進し、平成22年2月にシングルウィンドウを完結した他、シングルウィンドウを更に発展させ、より利便性の高いシステムとするため、関係省庁の輸出入や港湾関連手続のシステムについて、順次NACCSに統合することとしており、平成20年10月に国土交通省の港湾EDI、平成22

年2月には経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）をそれぞれNACCSに統合しています。また、動物検疫手続、植物防疫手続及び食品衛生手続のシステムについても、それぞれのシステムの更改時期を捉えて統合することとしており、平成25年10月の統合を目指し、現在、検討を行っているところです。

財務省は継続的なシステムの見直し、機能向上を実施することにより、システムの安定稼働を通じて、通関の迅速化や利用者利便の向上を図ってきたところであり、このような利便性の高いシステムの安定稼働が国際物流の円滑化にとって重要となっていることから、引き続き、NACCSを管理・運営する輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCSセンター)を適切に監督していきます。

当該施策に対応する業績指標として、「NACCSの運用状況（システム稼働率）」を設定して、システムの安定稼働状況を測定します。「NACCSの運用状況（システム稼働率）」の平成25年度の目標値は、システム障害が、実質的に円滑な国際物流を阻害しない範囲は1時間程度と考えられることから、年間のシステム稼働率99.99%とします。

◎業績指標 5-3-8：NACCSの運用状況（システム稼働率）（単位：％）

| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|---------|--------|------|-------|---------|
| システム稼働率 | 99.95% | 100% | N. A. | 99.99% |

（出所）輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

（注1）システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

（注2）平成24年度実績は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

（注3）年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間(分換算)×365日×0.01%=52.56分）となる。

施策 5-3-5：実効性ある税関行政実現のための情報提供

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様を知っていただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、税関ホームページにおいて、AEO制度、品目分類、関税評価等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行の手続や貿易統計等のページ構成を見直し、また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性を向上させます。更に平成23年度に開設した「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を引き続き活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信していきます。

また、これらの情報については、講演会や税関見学会においても、引き続き発信していきます。当該施策に対応する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」、「講演会及び税関見学における満足度」、「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り

活動に関する認知度」を設定します。

「税関ホームページへのアクセス状況」の平成25年度の目標値は、近年におけるインターネット利用者数の伸び等を踏まえて、平成24年度の実績値よりも「増加」させることとします。また、「講演会及び税関見学会における満足度」の目標値は、近年維持している高い満足度を引き続き維持することとします。「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」の平成25年度の目標値は、過去の実績値が7～8割程度であることを踏まえ、平成24年度の目標値を引き続き利用します。

◎業績指標 5-3-9：税関ホームページへのアクセス状況 (単位：者)

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|------|-----------|-----------|-----------|-------|---------|
| 訪問者数 | 1,845,519 | 2,071,137 | 1,897,013 | N. A. | 増加 |

(出所) 関税局総務課調

(注1) 訪問者数は、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) を訪問した者の数を月単位で計測したものであり、同じ利用者 (IPアドレス) については月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上する。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス数の集計方法に変更が生じている。

(注3) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-10：講演会及び税関見学における満足度 (単位：%)

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|-----|--------|------|------|-------|---------|
| 満足度 | 94.2 | 98.1 | 98.3 | N. A. | 維持 |

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP176参照。

(注2) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-11：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|-------------|--------|------|------|-------|---------|
| 事前教示制度 | 71.7 | 69.1 | 68.5 | N. A. | 75.0 |
| 納期限延長制度 | 76.7 | 67.4 | 71.3 | N. A. | 80.0 |
| AEO制度 | 80.7 | 76.0 | 80.0 | N. A. | 90.0 |
| 開庁時間外における通関 | 81.3 | 79.8 | 80.0 | N. A. | 90.0 |

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP176参照。

(注2) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-12：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：%)

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|-----|--------|------|------|-------|---------|
| 認知度 | 80.4 | 78.1 | 75.4 | N. A. | 80.0 |

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP176参照。

(注2) 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

また、税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利

用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図ります。

さらに、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」について、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」、「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定し、平成25年度目標値は、近年の実績値を上回ることを目標として、それぞれ80.0%、150,000件とします

◎業績指標 5-3-13：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）

（単位：％）

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|------------|--------|------|------|-------|---------|
| 満足度（上位3段階） | 78.2 | 78.4 | 76.9 | N. A. | 80.0 |

（出所） 関税局業務課調

（注1） アンケート調査により計測。概要についてはP176参照。

（注2） 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-14：カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数 （単位：件）

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度目標値 |
|------|---------|---------|---------|-------|---------|
| 利用件数 | 172,410 | 178,082 | 138,123 | N. A. | 150,000 |

（出所） 関税局業務課調

（注1） カスタムスアンサー（インターネット版）のトップページへのアクセス件数。

（注2） 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス数の集計方法に変更が生じている。

（注3） 平成24年度実績値は、25年6月末までにデータが確定するため、平成24年度実績評価書に掲載予定。

5. 参考指標（15指標）

| |
|--|
| ○ 関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記） |
| ○ 関税等の滞納整理中の税額 |
| ○ 輸入事後調査実績 |
| ○ 通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数） |
| ○ 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数 |
| ○ 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績 |
| ○ 旅具検査における社会悪物品等の摘発実績 |
| ○ 知的財産侵害物品に係る差止申立等件数 |
| ○ 輸出事後調査実績（実施件数） |
| ○ 関係機関との連携・情報収集の実績 |
| ○ 旅具通関に対する利用者の評価 |
| ○ 税関相談制度の運用状況（相談処理件数） |
| ○ 大型X線検査装置による検査指数 |

-
- | | |
|-----|--|
| | ○ NACCsの利用状況（システム処理率） |
| (新) | ○ 税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況 |